

高知県情報公開条例の主な改正の経過

● 制 定

平成 2 年 3 月 2 6 日 高知県情報公開条例の公布

平成 2 年 1 0 月 1 日 高知県情報公開条例の施行

● 改 正

主な改正点

1 平成 7 年 1 0 月 1 3 日 改正 平成 7 年 1 0 月 1 3 日 施行	・手数料（公文書 1 件につき 2 0 0 円）の無料化 写しの交付費用のみを徴収（白黒 1 枚 3 0 円）
2 平成 1 0 年 3 月 3 0 日 改正 平成 1 0 年 1 0 月 1 日 施行	・条例の目的に「知る権利」を明記 ・決裁・供覧等の手続が終了していなくても組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものは対象公文書とする ・「何人」にも請求権を認める ・公益上の理由がある場合の非開示情報の裁量的開示 ・非開示規定の改正 職務遂行に係る公務員の氏名を開示（個人に関する情報） 県等の事務事業情報については、客観的に支障が明白なものに限定して非開示（事務事業情報） ・写しの交付費用を知事及び公営企業管理者が定める額とする 規則により、写しの交付費用の引き下げ（白黒 1 枚 2 0 円）
3 平成 1 0 年 1 0 月 2 0 日 改正 平成 1 1 年 4 月 1 日 施行	・「議会」が実施機関に加わる
4 平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日 改正 平成 1 2 年 4 月 1 日 施行	・非開示規定（事務事業情報）の改正 （「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う一部改正）
5 平成 1 2 年 7 月 1 4 日 改正 平成 1 2 年 7 月 1 4 日 施行 ただし、一部平成 1 5 年 4 月 1 日施行	・非開示規定（個人に関する情報）の改正 （「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴う一部改正）

6 平成13年 3月27日 改正 (1) 平成13年 4月 1日 施行	・ 非開示規定（個人に関する情報、犯罪の予防・捜査等に関する情報）の改正 ・ 公文書の存否を明らかにしない決定の規定を新設 ・ 事案の移送の規定を新設 ・ 公文書開示審査会の調査審議手続の改正 ・ 条例の適用除外の規定を改正（刑事訴訟に関する書類及び押収物を追加） ・ 罰則規定を新設（審査会委員の守秘義務）（「情報公開法」の施行等に伴う改正）
(2) 平成13年10月 1日 施行	・ 電磁的記録を対象公文書に含める ・ 情報公開システムによる公文書の開示の請求方法を定める
(3) 平成14年 4月 1日 施行	・ 「公安委員会」及び「警察本部長」が、実施機関に加わる
7 平成14年 3月29日 改正 平成14年 4月 1日 施行	・ 実施機関の「公文書の開示義務」を明記 ・ 作成又は取得した時期にかかわらず新条例の非開示規定を対象公文書すべてに適用 事務事業情報ウについては、平成12年3月31日以前に作成又は取得した公文書を除く
8 平成16年12月28日 改正 平成17年 1月 1日 施行	・ 実施機関の名称の改正 （「労働組合法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正）